

平成 21 年 9 月 23 日

IOSCO による「証券化商品の流通市場における透明性」

市中協議報告書の公表について

証券監督者国際機構 (IOSCO) の専門委員会は、市中協議報告書「証券化商品の流通市場における透明性」を公表した。本報告書は、規制当局が証券化商品のポストレードの透明性の向上を考慮すべき多くの要因について述べている。

IOSCO 専門委員会は、金融サービス業者、市場参加者やその他関係者からの意見を求めている。

意見等の受け付けは、2009 年 11 月 13 日までとなっている。

(概要)

本報告書は、IOSCO 専門委員会が、2008 年のサブプライム・タスクフォースに続き、流通市場の規制を担当する常設委員会に対し、証券化商品に関する流通市場の透明性の実行可能性について調査を行なわせ、報告体制の潜在的な長所と短所と同様に、特に証券化商品市場の特質と参加者に焦点を当て作成させたものである。それにあたり、複数の当局にわたる金融サービス業界のあらゆる情報源からの情報を得た。

今日、義務化された証券化商品のポストレードの透明性の体制はいかなる当局にも存在しないが、証券化商品の価格に関する情報は、多くの情報源からの取得が可能である。ポストレードの透明性の体制の潜在的な長所と短所において、さまざまな見方があるものの、IOSCO 専門委員会は、証券化商品の取引価格における、より多くの情報が市場参加者にとって有益な情報の源と考える。それゆえ、各 IOSCO 会員当局が、積極的にポストレードの透明性の向上を考慮することを奨励する。

ポストレードの適切な透明性の体制を作るにあたり、IOSCO 会員当局は、以下の要因を考慮するだろう

- ・ 個々の証券化商品の流動性や流通市場における取引の程度
- ・ 発行額と残高

- ・ その証券化商品が公募か私募か
- ・ その証券化商品に対し、広範な投資家が存在するか否か
- ・ 標準化の程度。商品の構造と原資産の同質性といった要因が標準化の程度を決定するのに考慮される
- ・ 現存のポストトレードの透明性のシステムが、適切な費用のもと、どの程度証券化商品に適用できるか

証券化商品市場に有用に公開されるべき情報の種類に関し、IOSCO 専門委員会の当局は以下について考慮するだろう

- ・ 取引ごとの透明性にかかる情報または、総合した取引情報（高値、安値、平均値といった）の定期的な公表
- ・ 市場参加者の匿名性の確保の方法
- ・ 取引情報が公表される前の合理的な遅延
- ・ ある基準点までは、可能であれば、取引量を除く取引情報を公表

IOSCO 専門委員会は、いくつかの会員当局が、ポストトレードの透明性が向上されているか否か、またどのように行なわれるかについて、これら以外の要因を考慮することが有用だと思っているであろうことを認める。この中には、インデックスを通じた証券化商品の原資産にかかる情報の有効性と質への考慮が含まれている。

IOSCO 専門委員会は、ポストトレードの透明性の向上が、可能な限り最も費用効率の高い方法で提供されるべきであり、同時に、市場の効率と流動性に否定的な影響を避けるべく努めなくてはならないと考える。さらに、IOSCO 専門委員会は、いくつかの当局にとっては、ポストトレードの透明性の導入を段階的に行なうことが適切であろうとも考える。最後に、証券化商品のポストトレードの透明性の向上の体制を整える効果的な方法を構成するものを決定するのは、各 IOSCO 会員当局が行なうのが最適である。

以上